

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定について  
を審査するため、12 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致  
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い  
たします。

### 記

議案第 12 号は、すみだこども園の指定管理者として、現在の指定管理者  
である社会福祉法人顕陽会を、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日ま  
での 5 年間、引き続き指定するものである。なお、指定管理の候補者の選  
定にあたっては、アンケートによる保護者評価が高いこと、市職員による  
現地調査の評価が高いこと、当該法人の財務状況が健全であることから、  
公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の指定管理候補者の選  
定の特例規定を適用し、公募は行っていない。

委員から、同法人との協定に基づき市が登降園の送迎用バスを貸与して  
いるが、利用者はどのくらいか とのただしがあり、1号認定の園児の送  
迎に使用しており、過去 5 年間の平均で 1 日あたり約 37 名の園児が利用し  
ている との答弁がありました。

送迎以外でのバスの使用について ただしがあり、園外保育で移動する  
際にも送迎用バスを使用している との答弁がありました。

送迎用バスのガソリン代はどうしているか とのただしがあり、同協定  
では、送迎に関する経費について市が負担するとしているが、実状は年間  
のガソリン代全額を市が負担している。今後は、送迎に伴うものと送迎以  
外のものにすみ分けをしていきたい との答弁がありました。

2号・3号認定の園児数が定員を超えている状況について ただしがあ  
り、働く保護者の増加により、2号・3号認定の園児が増えている。弾力

運用により、幼稚園児の受け入れ枠が保育園児の受け入れ枠に移行することにより、施設定員内に収まっている との答弁がありました。

現地調査では誰がどのようなことをするのか とのただしがあり、保育園園長経験者、幼稚園園長経験者および栄養士が訪問し、午前中に保育観察や給食観察を行い、午後に園とのミーティングにおいて、それらの様子の改善指導等を行っている との答弁がありました。